

平成22年8月2日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当・内線 室長 小林 洋子

室長補佐 大村 良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年7月16日から平成22年7月22日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(10/08/02)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方受付分)

平成22年7月16日～7月22日受付分

(単位:件)

組 織 名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
大臣官房	9	0	1	0	0	10
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	1	0	0	0	1
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	47	55	3	0	0	105
職業安定局	220	68	36	1	0	325
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	4	7	1	0	0	12
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	0	0	0	0	0
保険局	1	0	0	0	0	1
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
合 計	281	131	41	1	0	454

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	67
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	247
法令遵守違反に関するもの	4
その他	136

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

- 「地方」とは地方支分部局を指し、具体的には以下のとおりです。
- ・地方厚生(支)局(麻薬取締支所・分室及び都府県事務所を含む。)
 - ・都道府県労働局、労働基準監督(支)署、公共職業安定所(出張所・分室を含む)

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	大臣官房地方課
照会先	課長補佐 河西 直人(内線:7254) 企画第二係長 川村 寛 (内線:7250)

平成22年7月16日～7月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	9件	0件	1件	0件	0件	10件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	10件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	ハローワークの庁舎が狭いので、建て替えた方がよいと思う。		労働局を介して本省へも要求をしているところであるが、関係機関との調整及び予算措置等の問題があり即解決することは困難な旨説明しました。しかしながら、庁舎が老朽化していることから新庁舎建設の実現に向け引き続き努力をしていくことを併せて説明しました。
2	ハローワークの建物の中は全面禁煙となっているが、屋外では多くの方が喫煙しベンチの周りなどは吸い殻が散乱してる。マナーの悪い人が問題であるが、公的な施設は敷地内も禁煙にしたら良いと思う。		屋外につきましては、現時点で全面禁煙を実施することは困難な状況のため、屋外正面玄関近くに「吸い殻を捨てないで」の立て看板を設置するとともに、清掃委託業者に対し屋外の清掃を徹底するよう指示していることを説明しました。
3	労働基準監督署内が暑い。 (同意見他 7件)		温室効果ガス削減計画のため庁舎内の冷房の温度設定を28度に行っていることを説明しました。
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 監察官 小城 英樹(内線5586) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成22年7月16日～7月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	47件	55件	3件	0件	0件	105件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	16件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	47件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	42件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	労働基準法で定める労働条件が最低基準であることは理解しているが、労働者としての勤労の責務を果たさない労働者に対して一律に適用されることに納得できない。		労働基準法では、使用者だけでなく労働者にも、就業規則・労働契約の遵守を求め、その義務を果たす規定が設けられていることを説明し、ご理解をいただきました。
2	労働条件を確保するために監督署は労働基準法などについての司法警察権限をもっと行使してほしい。		悪質な労働基準法違反等については厳正に司法権限を行使し、対応する旨、ご説明いたしました。
3	仕事に対する能力がないと考え試用期間中に労働者を解雇したにもかかわらず、解雇予告や予告手当の支払が必要であるといわれた。短い期間で能力を見極めるのは困難であり、試用期間中は解雇予告制度は適用すべきでないと思う。		労働基準法においては、長期の試用期間の定めがあっても、14日を超えて引き続き使用した者を解雇する場合は、解雇予告が必要であることを説明し、ご理解を求めました。
4	監督署に以前相談していたが、過去の記録が保存されていないため、一から説明させられた。受け付けた全ての相談について記録を残しておくべきである。		問い合わせや相談の内容を、記録している場合でも、一定期間経過による文書廃棄すること、また、自らの氏名を秘匿する問い合わせ・相談の場合、過去相談等した方と同一人であることの確認ができない場合が多いため、再度ご説明を求めるところもある旨をご説明し、ご理解を得ました。
5	基準法関係の許認可などの申請を行う時、書類を2部ずつ提出するが、申請を受理された事実についての「受領証」を別に発行してもらいたい。		申請書の部数については法令で定められているものであり、受付時ではなく申請の審査結果をお知らせする際に、結果通知書と一緒に返却することを説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	休業補償の請求をしているが、支給決定が遅い。		請求に係る事案の状況について担当者が確認の上、現状を説明し、ご理解を求めました。
7	労働保険の年度更新申告書に添付された納付書を書き損じた場合は、再発行が必要とのことだが、書き損じた時のために予備の納付書をつけておいて欲しい。		監督署にご連絡していただければ、速やかに新たな納付書を郵送させていただく旨説明し、ご理解いただきました。
8	労働保険の年度更新の時期が6月に変更になったことにより事業場では手続き負担が大きくなって困る。 年度更新の時期を4月に戻すことはできないのか。		社会保険の算定基礎届の提出期限(7月10日)と統一することにより、事業主が社会保険算定基礎届と労働保険年度更新申告書を同時に提出できる等の利便性を考慮し、変更が行われたことを説明し、ご理解いただきました。
9	労災の休業補償給付は、請求をしなくても自動的に支払うようにできないか。		実際に休業しているか否かの確認が必要であるため、休業補償給付を受けようとする方は、実際に休業した期間等を記載して、所定の請求書を監督署長に提出しなければならないことを説明し、ご理解をいただきました。
10	各種の労災保険請求書をホームページからダウンロードできないのか。		労災保険の請求書は、ほとんどがOCR(Optical Character Reader: 光学式文字読み取り装置)による文字読取専用の用紙であり、これらの様式をホームページからダウンロードして使用しても、読取機が認識しないことを説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	職業安定局(中央職業安定監察官室)
照会先	中央職業安定監察官室 副主任中央職業安定監察官 笠井 勉(内線5838) (直通:03-3502-5352)

平成22年7月16日～7月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	220件	68件	36件	1件	0件	325件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	47件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	192件
	法令遵守違反に関するもの	4件
	その他	82件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	求人票には「経験不問」と記載されていたにもかかわらず、面接時に経験の有無について聞かれた。こうした事業所に対して指導してほしい。		当該事業所について、未経験の求職者を採用した実績がある旨確認し、ご本人に対して説明し、ご理解いただきました。
2	求人事業所に履歴書を送付しても、求人票に書かれている期日までに選考結果の連絡がない。事業所を指導してほしい。		求人受理時には、速やかに採否結果を通知するように指導していること、一定期間を経過しても連絡がない場合には、ハローワークから問い合わせる旨ご説明し、ご理解いただきました。
3	ハローワークの求人票の年齢欄は「不問」になっているが、実態に即していないので、改善をお願いしたい。		雇用対策法により、労働者一人一人に均等な機会が与えられるよう、労働者の募集・採用における年齢制限を原則禁止しており、違法な恐れのある求人には指導を行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。
4	求人に応募したら、女性のみ応募可と言われた。事業所を指導してほしい。		ハローワークでは、事業所に対して求人受理の際等において、男女雇用機会均等法に基づき均等の取り扱いするよう指導を行っており、今後該当事案が生じた場合は、申し出ていただければ当該事業所を指導する旨説明し、ご理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	ハローワークにおける名刺の配布については、経費の無駄である。		ハローワークにおける名刺の配布は、職業相談等において、利用者の方から一層の安心と信頼を得られるようにするとともに、相談内容に不明な点等があった場合に円滑に問い合わせることができるよう、サービス改善の一環として、実施することとしたものです。
6	自己都合で離職した場合、失業保険の給付に3ヶ月間の給付制限がかかるが、この給付制限をなくしてほしい。		雇用保険制度の趣旨は、労働者の生活及び雇用の安定と就職の促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給するものであり、自己都合による離職は、任意的な離職であることから、給付制限を設けている旨ご説明し、ご理解いただきました。
7	社会保険未加入を理由に求人を公開しないという取り扱いは、見直してほしい。		厚生年金保険及び健康保険は、所定の要件を満たした場合には法令により加入が義務付けられている事項です。また、求職者の関心も高く、重要な労働条件となっている旨ご説明し、ご理解いただきました。
8	労働者派遣法に係る専門26業務について、派遣元事業主及び派遣先から専門26業務についての解釈が難しく、特に、5号「事務用機器操作」、8号「ファイリング」についての明確な解釈を教えてください。		平成22年2月8日に公表した「専門26業務派遣適正化プラン」の内容をご説明するとともに、5月26日から厚生労働省ホームページに「専門26業務に関する疑義応答集」を掲載している旨ご説明し、ご理解いただきました。
9	駐車場の駐車可能台数を増やしてほしい。		駐車場に誘導員を配置するなど駐車場の混雑緩和に向けて取り組んでいることをご説明しました。また、来所者に対しては、公共交通機関での来所をお願いしている旨ご説明し、ご理解を求めました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分・労働局分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長補佐 中山理(内7832) 電話:03-3595-3271 FAX:03-3502-6762

平成22年7月16日～7月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	3件	7件	1件	0件	0件	11件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	2件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	8件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	1件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	ハローワークで公開している求人が実際には女性しか採用しないとのことであったため、ハローワークに情報提供したところ、男女雇用機会均等法上の問題となるもので雇用均等室に相談するよう言われた。		後日ハローワークと連携し指導を行った旨相談者に対し説明し、ご理解をいただきました。
2	パートタイム労働者の正社員への転換について、定年年齢間近な者についてまで措置を講じなければならないことに疑問を感じる。また、公務員の場合も同じような措置義務があるのか。		パートタイム労働法第12条の趣旨及び公務については同法の適用除外であることをご説明し、ご理解をいただきました。
3	中小企業子育て支援助成金について、審査が遅く、何回も問い合わせがある。担当者を決めて責任をもって対応していないので遅くなるのではないのか。		雇用均等室の審査体制について説明し、ご理解を求めました。
4	採用後すぐに妊娠した女性労働者に対して育児休業を取得させるにもかかわらず、中小企業子育て支援助成金の対象にならないのは不満である。		助成金の支給要領について説明し、ご理解をいただきました。
5	中小企業子育て支援助成金の支給期限が平成23年度までとなっているが延長して欲しい。		貴重なご意見として承りました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	改正育児・介護休業法の規定例のパパママ育休プラスの言葉がわかりにくい。		法の内容を説明し、ご理解をいただきました。
7	女性労働者が産休、育休を申請している。法は労働者ばかり守って企業経営について考えていない。1年も休む人が会社にとってよい人材なのか、建前論で考えないでほしい。		法、制度の趣旨及び助成金制度について趣旨を説明し、ご意見として承りました。
8	行政機関が作成する法制度改正の資料は一方的な内容で、なじみにくい。また、PRに当たっては、義務だけを周知するのではなく、国がいかに努力しているかや取組事例などを一緒に示し、事業主の理解を得られるような内容にしてほしい。		当局における法律制度の周知の取組をご説明し、ご理解をいただきました。貴重なご意見として承りました。
9	全ての法律に対応することは、企業にとって大変なので、重点を定めてほしい。		法律の趣旨と重要性をご説明し、ご理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分・厚生局分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局総務課長補佐 重元博道(内7817) 電話:03-3595-2491 FAX:03-3595-2668

平成22年7月16日～7月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1件	0件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	シングルマザーが増えているのは、子ども手当や母子家庭を支援する制度等により政府が親を甘やかすからであり、自己責任を徹底されたい。		厚生労働行政に関わるご意見として、本省に報告させていただき旨をお伝えしました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	保険局
照会先	総務課 尾崎課長補佐(内線3216)

平成22年7月16日～7月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1件	0件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	乳癌による乳房(左右両方)の切除を行った後の乳房再建手術について、シリコンなどの人工乳房を使った場合についても保険診療を認めてほしい。(腹や背中の筋肉を移植する再建術は保険適用であるが、両方の乳房を再建するための筋肉の切除は負担が大きく、シリコンなどを用いたが保険が適用されないため。)		混合診療に係る医療保険適用の考え方について説明するとともに、要望として本省に報告させていただき旨をお伝えし、理解を得ました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。